

<b>交渉情報</b>	<b>NO.65</b>	信越支社郵便事業本部 人事部
JP労組 信越地方本部	2014年5月27日	添付資料:3枚

## 特別条項適用の運用について

信越支社郵便事業本部人事部は、本日（5月27日）「特別条項適用の運用」について地方本部に説明してきました。

表記については、中央交渉情報第305号により本部・本社間で整理されているものですが、あらためて地本・支社で現状における問題・課題と本来の特別条項適用の基本的な考え方等について共通認識をはかったうえで、今後の運用のあり方について一定の整理をはかりました。

特別条項の適用については、以下のとおり運用することとします。

1. 「特別条項を適用する」とは、「特別の事情」により時間外労働を行うこと。
2. 「一般協定の時間数を延長する」とは、「特別条項を適用」した結果として、一般協定の時間数を超えることを指しています。

以下については、支社資料を参照して下さい

- (1) 特別条項の適用方法
- (2) 特別条項を適用する際の通知
- (3) 特別条項の適用による2か月の延長回数
- (4) 時間外労働の実施状況に関する意思疎通
- (5) その他

地本では、業務量と労働力を精査した上で、特別条項適用の必要性について意思疎通をはかること。

また、管理者と社員の意識改革につながることにについて確認をしました。  
 なお、長時間の時間外労働は、社員の健康保持の観点、また高コスト労働であることから、極力避けるよう努めなければならず仮に必要により時間外労働を行う場合でも必要最小限のものとし、三六協定の締結時間数の範囲内で行わなければならないこと。

特別条項適用の検討に当たっては、安易に適用せず、例外中の例外の事例についてやむを得ず適用するものであることを再度確認しました。

【労使対応】 支部窓口  
 単局窓口